

解説文の利用にあたって

平成31年4月4日

観光庁観光地域振興部観光資源課

本事業で作成した解説文の取り扱いについて、下記の通りといたします。
利用を希望する方は、必ずご一読ください。

○著作権の帰属

本事業で作成した解説文の著作権は、全て観光庁に帰属します。

○解説文の全部又は一部の利用

解説文の一部、又は全部を一字一句変更せずに利用する場合、観光庁への通知は不要です。

○解説文の改変

改変は原則として認めておりませんが、以下の①～③の場合は例外として認められます。②③に該当する場合は、観光庁への通知が必要となります。

① 客観的な事実の変更に伴う修正（観光庁への通知は不要）

- （例）・自然形態の変化、災害等による地形の変化による変更
- ・建築物の増築や改修によって生じる変更

② 他媒体で利用することに伴う変更（観光庁への通知が必要）

- （例）・他媒体の記載範囲が狭いため文章ごとではなく、文の途中で切除する
- ・指示語が変更になる（here が there に変わる）

③ その他、外国人旅行者に観光資源の魅力を分かりやすく伝えるために必要、かつ、やむを得ないと判断される変更（観光庁への通知が必要）

※判断に迷う場合は事前に観光庁にご相談ください。

※改変した解説文においても、著作権は観光庁に帰属します。

※改変後の解説文を更に改変しようとする場合も、上記②③に該当する場合は通知が必要です。

※通知については、通知書（別紙）に記載の上、改変後速やかに観光庁へ提出をお願いいたします。

○解説文を他言語へ翻訳する場合

本事業で作成された解説文を他言語へ翻訳する場合、観光庁への通知が必要です。

※通知については、通知書（別紙）に記載の上、翻訳後速やかに観光庁へ提出をお願いいたします。

○商業利用について

幅広く日本各地で横展開することを想定しているため、営利目的の利用も可とします。

○観光庁のロゴマーク等の表示のお願い

解説文が本事業で作成されたとわかるよう、入り口の看板やHPのトップページなど人目に付くところに、観光庁のロゴマークや、「この英語解説文は観光庁の地域観光資源の多言語解説整備支援事業で作成しました」及び「This English-language text was created by the Japan Tourism Agency.」等の文言をなるべく盛り込んでいただきますよう、ご検討ください。

○通知書宛先

メールアドレス hqt-tagengo@gxb.mlit.go.jp

問合せ先

観光庁観光地域振興部観光資源課

TEL：03—5253—8924（直通）